

食物アレルギーに対応した学校給食の提供を始めました

■ 学校給食センター ☎(74)5072

全ての児童生徒に安全で楽しい給食の時間を

学校給食では、令和4年5月より卵と乳製品のアレルギーに限定し、卵や乳製品が使用されている献立の時に、それらを含まない食材を使用したアレルギー対応食の提供を始めました。

学校給食は必要な栄養を摂取するためだけではなく、児童生徒が「食の大切さ」や「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。給食センターでは、アレルギーを持つ児童生徒が「同じ物を食べていると感じられる給食」、「子どもたちが笑顔で楽しめる給食」の提供を目指しています。



個別容器には学年・氏名が記載されています

対応食の例



《アレルギー対応食》



《常食》

パン (卵・乳製品抜き)	黒パン	主食
春野菜のペペロンチーノ (乳製品を含まないベーコン)	春野菜のペペロンチーノ (乳製品を含むベーコン)	主菜
お茶	牛乳	主菜
イカナゲット	イカナゲット	副菜
グリーンサラダ (乳製品を含まないドレッシング)	グリーンサラダ (乳製品を含むドレッシング)	副菜

▼安全対策

アレルギー対応食は専用のアレルギー調理室内で調理を行い、個別容器に入れて配食することで、アレルギー(アレルギーの原因物質)の混入を未然に防止しています。

また、学校との連携を密にして誤配食が起きないように複数で確認作業を行っています。

▼アレルギー対応食の実施方法

主治医の診断と指示に基づいて対応しています。給食でアレルギー対応食を希望する場合には、主治医が記載した「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を学校に提出する必要があります。

指導表に基づき、保護者・学校・給食センターの3者が相談して食物アレルギー対応を進めていきます。



施設入所時の居住費と食費の負担を軽減します

■ 福祉課介護保険係 ☎ (67) 5182

介護保険負担限度額認定

「介護保険負担限度額認定」は、介護保険施設を利用した時の居住費と食費の負担を軽減する制度です。

居住費や食費は原則として自己負担になりますが、所得に応じて上限(限度額)が設けられており、申請により軽減され「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

■ 対象となる費用

次の施設に入所、または短期入所を利用した場合の居住費と食費

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 介護療養型医療施設



■ 対象となる要件

世帯の課税状況や本人の年金収入などによって負担段階が決まり、預貯金・有価証券などの資産が基準額以上ある場合は対象外になります。(下表参照)

詳細は、町ホームページで確認いただくか、介護保険係までお問い合わせください。

町ホームページはこちらから↓



■ 申請が必要です

要介護認定を受けている人で、下表の負担段階の要件に該当し、対象となる施設を利用する場合は介護保険係(にこにこ甘楽)で申請してください。

申請の際には、預貯金の有無を確認するための通帳などをご持参ください。

なお、すでに認定証の交付を受けている人には7月に更新のお知らせを送付しますので、更新手続きを行ってください。



利用者負担段階	対象となる要件	
	課税状況など	預貯金などの資産
第1段階	生活保護受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額80万円を超え120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額120万円を超える人	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

ご注意ください!



負担限度額の受給要件に当てはまっても、世帯を別にする配偶者が住民税課税者であったり、本人と配偶者の預貯金などの資産の合計金額が基準を超える場合は、軽減の対象にはなりません。